

久留米小郡都市計画 地区計画の決定（小郡市決定）

都市計画 松崎・上岩田地区地区計画を次のように決定する。

名称		松崎・上岩田地区地区計画						
位置		小郡市井上、上岩田、松崎の一部						
面積		約64ha						
地区計画の目標		<p>本地区は、小郡市東部の市街化区域の縁辺部から約1.2km離れた市街化調整区域に位置し、甘木鉄道松崎駅を中心に既存集落が広がったエリアである。また、既存集落内を国道500号が東西に走り、大分自動車道筑後小郡インターチェンジにも近接した交通利便性に優れた地区である。</p> <p>さらに、本地区は平成4年に福岡県から大規模既存集落の指定を受けたことにより、他の市街化調整区域と違い、区域区分以前からの住民の、自己用住宅、分家住宅、小規模工場等の建築が可能となっている。また、本地区内の松崎地区は、江戸時代の薩摩街道の宿場町として発展を遂げ、街道及び桜馬場沿いは、歴史的な街並みを構成する建築物が遺存する歴史的景観に優れた地区でもある。</p> <p>しかし、昭和60年の人口1,671人をピークに、平成29年には人口が1,110人まで減少し、高齢化率も40%を超えている。また、国道500号沿線は、5つの病院や診療所が立地しており、医療施設は充実しているものの、過去に50以上の立地が見られた店舗や飲食店は、現在、数店を残すのみであり、日常生活に支障が及んでいる。</p> <p>そこで、小郡市都市計画マスタープランでは、「大規模既存集落に指定されている松崎・上岩田地区は、地区計画制度を活用し、住環境の整備を誘導します」と位置付けている。</p> <p>このことを踏まえて、地区計画を策定し、甘木鉄道松崎駅周辺及び国道500号沿線は、周辺住民の生活利便施設の誘導を図るとともに、旧薩摩街道及び桜馬場の沿道は、まちなみの歴史的景観の保全を推進しつつ、集落コミュニティの維持・活性化を図ることにより、自然環境と調和したゆとりある住宅地域を形成する。</p>						
区域の整備 する・開 発及び 保全に 関する	土地利用の方針	<p>集落コミュニティの維持・活性化を図り、自然環境と調和したゆとりある住宅地域を形成するために、4地区に区分して次のような土地利用の方針を定める。</p> <p>【A地区（国道500号沿道エリア）】 住宅や福祉施設のほか、一定程度の店舗・飲食店等の利便施設及び事務所・自動車修理工場等を誘導する地区とする。</p> <p>【B地区（松崎駅周辺エリア）】 住宅や福祉施設のほか、一定程度の店舗・飲食店等の利便施設及び事務所・原動機を使用する工場等を誘導する地区とする。</p> <p>【C地区（住宅地エリア）】 周辺環境と調和をしたゆとりある戸建住宅等を誘導する地区とする。</p> <p>【D地区（歴史的景観保全エリア）】 歴史的なまちなみと調和した戸建住宅等を誘導する地区とする。</p>						
	地区施設の整備方針	<p>接道不良や狭隘道路を解消するため、土地利用と一体的な新設道路整備を図る。既存の狭隘道路については、『小郡市における農地転用および建築行為に係る後退道路用地に関する整備要綱』に準じて、道路の拡幅整備を図る。</p>						
	建築物等の整備方針	<p>建築物の用途、高さ、意匠、壁面の位置等を制限することにより、ゆとりある居住環境の形成及び保全を図る。</p> <p>敷地の細分化とそれに伴う建築物の建てづまりを防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。特にD地区については、小郡市景観計画の景観形成重点地区の基準に基づき、良好な景観誘導を図る。</p>						
地区の区分	地区の名称	A地区 (国道500号沿道エリア)	B地区 (松崎駅周辺エリア)	C地区 (住宅地エリア)	D地区 (歴史的景観保全エリア)			
	地区の面積	約12.8ha	約2.6ha	約30.2ha	約18.4ha			
地区施設の 配置及び 規模	道路・緑地	<p>地区施設の名称、規模、備考</p> <p>区画道路 幅員4m 道路延長 道路①35m、道路②94m、道路③83m、道路④111m、道路⑤226m、道路⑥163m、道路⑦143m、道路⑧76m、道路⑨44m、道路⑩94m、道路⑪259m、道路⑫99m、道路⑬175m、道路⑭100m、道路⑮683m、道路⑯13m、道路⑰151m、道路⑱166m、道路⑲420m、道路⑳94m、道路㉑97m、道路㉒164m、道路㉓74m、道路㉔61m、道路㉕74m、道路㉖76m、道路㉗222m、道路㉘39m、道路㉙151m、道路㉚188m、道路㉛123m、道路㉜129m、道路㉝181m、道路㉞183m、道路㉟102m、道路㊱57m、道路㊲167m、道路㊳90m 緑地 2か所 3.5ha(1.1ha、2.4ha)</p>						
	建築物等の用途の制限	<p>各地区に建築できる建築物は、次の各号に掲げる建築物とする。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の3で定めるもの</p> <p>3 葬祭場で床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもので床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>6 診療所</p> <p>7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>8 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に該当する営業に係るものを除く。)</p> <p>9 事務所で床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>10 倉庫で床面積の合計が3,000㎡以内のもの(倉庫業を営む倉庫を除く)</p> <p>11 自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの</p> <p>12 自動車車庫で床面積の合計が50㎡以内のもの(2階以上の部分にあるものを除く。)</p> <p>13 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5第4号、第5号で定めるものを除く。)</p> </td> <td> <p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの</p> <p>3 共同住宅(都市計画法(昭和43年法律第100号)第43条第1項に規定する許可を受けたものに限る。)</p> <p>4 葬祭場で床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもので床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>7 診療所</p> <p>8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので令第130条の4で定める公益上必要な施設これらに類するもの</p> <p>9 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に該当する営業に係るものを除く。)</p> <p>10 事務所で床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>11 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡以内のもの(近隣商業地域内に建築することができるものに限る。)</p> <p>12 自動車車庫で床面積の合計が50㎡以内のもの(2階以上の部分にあるものを除く。)</p> <p>13 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5第4号、第5号で定めるものを除く。)</p> </td> <td> <p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの</p> <p>3 共同住宅(都市計画法(昭和43年法律第100号)第43条第1項に規定する許可を受けたものに限る。)</p> <p>4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもので床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>6 診療所</p> <p>7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>8 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の2で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に該当する営業に係るものを除く。)</p> <p>9 事務所で床面積の合計が500㎡以内のもの</p> <p>10 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>11 自動車車庫で床面積の合計が50㎡以内のもの(2階以上の部分にあるものを除く。)</p> <p>12 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5第4号、第5号で定めるものを除く。)</p> </td> <td> <p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの</p> <p>3 地区公民館、地区集会所で床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもので床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>6 診療所</p> <p>7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>8 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の2で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に該当する営業に係るものを除く。)</p> <p>9 事務所で床面積の合計が500㎡以内のもの</p> <p>10 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>11 自動車車庫で床面積の合計が50㎡以内のもの(2階以上の部分にあるものを除く。)</p> <p>12 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5第4号、第5号で定めるものを除く。)</p> </td> </tr> </table>				<p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の3で定めるもの</p> <p>3 葬祭場で床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもので床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>6 診療所</p> <p>7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>8 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に該当する営業に係るものを除く。)</p> <p>9 事務所で床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>10 倉庫で床面積の合計が3,000㎡以内のもの(倉庫業を営む倉庫を除く)</p> <p>11 自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの</p> <p>12 自動車車庫で床面積の合計が50㎡以内のもの(2階以上の部分にあるものを除く。)</p> <p>13 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5第4号、第5号で定めるものを除く。)</p>	<p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの</p> <p>3 共同住宅(都市計画法(昭和43年法律第100号)第43条第1項に規定する許可を受けたものに限る。)</p> <p>4 葬祭場で床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもので床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>7 診療所</p> <p>8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので令第130条の4で定める公益上必要な施設これらに類するもの</p> <p>9 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に該当する営業に係るものを除く。)</p> <p>10 事務所で床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>11 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡以内のもの(近隣商業地域内に建築することができるものに限る。)</p> <p>12 自動車車庫で床面積の合計が50㎡以内のもの(2階以上の部分にあるものを除く。)</p> <p>13 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5第4号、第5号で定めるものを除く。)</p>	<p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの</p> <p>3 共同住宅(都市計画法(昭和43年法律第100号)第43条第1項に規定する許可を受けたものに限る。)</p> <p>4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもので床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>6 診療所</p> <p>7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>8 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の2で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に該当する営業に係るものを除く。)</p> <p>9 事務所で床面積の合計が500㎡以内のもの</p> <p>10 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>11 自動車車庫で床面積の合計が50㎡以内のもの(2階以上の部分にあるものを除く。)</p> <p>12 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5第4号、第5号で定めるものを除く。)</p>
<p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の3で定めるもの</p> <p>3 葬祭場で床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもので床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>6 診療所</p> <p>7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>8 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に該当する営業に係るものを除く。)</p> <p>9 事務所で床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>10 倉庫で床面積の合計が3,000㎡以内のもの(倉庫業を営む倉庫を除く)</p> <p>11 自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの</p> <p>12 自動車車庫で床面積の合計が50㎡以内のもの(2階以上の部分にあるものを除く。)</p> <p>13 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5第4号、第5号で定めるものを除く。)</p>	<p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの</p> <p>3 共同住宅(都市計画法(昭和43年法律第100号)第43条第1項に規定する許可を受けたものに限る。)</p> <p>4 葬祭場で床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもので床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>7 診療所</p> <p>8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので令第130条の4で定める公益上必要な施設これらに類するもの</p> <p>9 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に該当する営業に係るものを除く。)</p> <p>10 事務所で床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>11 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡以内のもの(近隣商業地域内に建築することができるものに限る。)</p> <p>12 自動車車庫で床面積の合計が50㎡以内のもの(2階以上の部分にあるものを除く。)</p> <p>13 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5第4号、第5号で定めるものを除く。)</p>	<p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの</p> <p>3 共同住宅(都市計画法(昭和43年法律第100号)第43条第1項に規定する許可を受けたものに限る。)</p> <p>4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもので床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>6 診療所</p> <p>7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>8 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の2で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に該当する営業に係るものを除く。)</p> <p>9 事務所で床面積の合計が500㎡以内のもの</p> <p>10 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>11 自動車車庫で床面積の合計が50㎡以内のもの(2階以上の部分にあるものを除く。)</p> <p>12 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5第4号、第5号で定めるものを除く。)</p>	<p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの</p> <p>3 地区公民館、地区集会所で床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもので床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>6 診療所</p> <p>7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>8 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の2で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に該当する営業に係るものを除く。)</p> <p>9 事務所で床面積の合計が500㎡以内のもの</p> <p>10 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>11 自動車車庫で床面積の合計が50㎡以内のもの(2階以上の部分にあるものを除く。)</p> <p>12 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5第4号、第5号で定めるものを除く。)</p>					
容積率の最高限度	200%							

建蔽率の最高限度	60%	
建築物の高さの最高限度	—	12m
建築物の敷地面積の最低限度	250㎡	
壁面位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路及び隣地境界線までの距離は1m以上とする。	—
壁面後退区域における工作物等の設置の制限	壁面後退区域には工作物等を設置してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。 1 道路交通標識等公益上必要なもの 2 自己の店名を表示した屋外広告物、誘導サイン 3 路線バス停留所の上屋 4 公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物	
建築物等の形態及び意匠の制限	建築物及び屋外広告物等の形態及び意匠は、以下のとおり周辺環境と調和したものとする。 1 建築物の外壁及び屋根の色彩は原色を避け、外壁の色彩は彩度4.0以下とし、屋根の色彩は有彩色の場合彩度4.0以下、明度7.5以下、無彩色の場合明度4.0以下とする。ただし、自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用されている場合はこの限りではない。 2 屋外広告物は自己の用に供するもの以外は掲出ししないこと。なお、自己の用に供するものは次の各号に掲げるものとする。 (1)屋上利用広告は設置又は表示しないこと。 (2)一敷地における床面積500㎡未満の建築物については、壁面表示面積の合計は50㎡以下とし、床面積500㎡以上3,000㎡未満の建築物については、100㎡以下とする。 (3)壁面利用広告は、表示する建築物の壁面の垂直投影面積の1/5以下かつ50㎡以下とし、表示面積の1/3を超えて彩度6（青系は彩度4）を超える色彩を使用する場合は1/5以下かつ25㎡以下とする。ただし、表示する建築物の壁面の垂直投影面積が500㎡を超えるものについては、垂直投影面積の1/10以下とし、彩度6（青系は彩度4）を超える色彩を使用する場合は表示面積の1/3以下とする。 (4)地上に設置する広告は、高さ10m以下(広告板は5m以下とする。)、表示面積は1面10㎡以下とする。ただし、表示面積の1/3を超えて、彩度6を超える色彩（青系は彩度4）を使用する場合は5㎡以下とする。 (5)地色については、周辺環境や建築物等と類似・調和するものとする。 (6)電光表示装置を用いて映像を映し出すものは、表示又は設置しないこととする。 (7)屋根のみの建築物（キャノピー等）において、表示面積が5㎡以内のものについては上記(3)の限りでない。	
垣又は柵の構造の制限	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、周辺環境に配慮する防音壁等は除く。	
土地の利用に関する事項	延べ床面積が500㎡を超えるものについては、敷地面積に対して3%以上の緑地化をすること。	
備考	建築物等の用途の制限における「都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第1項に規定する許可」は、本地区計画が都市計画決定する日付以前のものに限る。 また、当該許可を受けた共同住宅は、新築のほか、改築、増築を認めるものとするが、改築及び増築の規模は、地区計画決定日以降に新築された建築物の床面積の1.2倍を限度とする。	

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

別紙のとおり

理 由 書

本地区は、小郡市東部の市街化区域の縁辺部から約1.2km離れた市街化調整区域に位置し、甘木鉄道松崎駅を中心に既存集落が広がったエリアである。また、既存集落内を国道500号が東西に走り、大分自動車道筑後小郡インターチェンジにも近接した交通利便性に優れた地区である。

さらに、本地区は平成4年に福岡県から大規模既存集落の指定を受けたことにより、他の市街化調整区域と違い、区域区分以前の住民の、自己用住宅、分家住宅、小規模工場等の建築が可能となっている。また、本地区内の松崎地区は、江戸時代の薩摩街道の宿場町として発展を遂げ、街道及び桜馬場沿いは、歴史的な街並みを構成する建築物が遺存する歴史的景観に優れた地区でもある。

しかし、昭和60年の人口1,671人をピークに、平成29年には人口が1,110人まで減少し、高齢化率も40%を超えている。また、国道500号沿線は、5つの病院や診療所が立地しており、医療施設は充実しているものの、過去に50以上の立地が見られた店舗や飲食店は、現在、数店を残すのみであり、日常生活に支障が及んでいる。

そこで、小郡市都市計画マスタープランでは、「大規模既存集落に指定されている松崎・上岩田地区は、地区計画制度を活用し、住環境の整備を誘導します」と位置付けている。

このことを踏まえて、甘木鉄道松崎駅周辺及び国道500号沿線は、周辺住民の生活利便施設の誘導を図るとともに、旧薩摩街道及び桜馬場の沿道は、まちなみの歴史的景観の保全を推進しつつ、集落コミュニティの維持・活性化を図ることにより、自然環境と調和したゆとりある住宅地域を形成するために、地区計画の決定を行う。